

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		葬祭費 (国民健康保険特別会計)		市の担当部課	健康福祉部 保険年金課			
				問い合わせ先	0568-44-0327			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		死亡した国民健康保険被保険者の葬祭を行った者 93人		代表者名	—			
関係規定	法令	国民健康保険法第58条		条例	犬山市国民健康保険条例第5条			
	規則等	犬山市国民健康保険条例施行規則第18条		要綱	—			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	昭和36年	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—						
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		葬儀費用等の負担を相互扶助することを目的としたもので、公益上の必要性はない。						
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算			
		5,580,000 円	4,180,000 円	4,660,000 円	5,000,000 円			
		(5,580,000 円)	(4,180,000 円)	(4,660,000 円)	(5,000,000 円)			
市の補助金を使って 実施した事業の内容		死亡した国民健康保険被保険者の葬祭を行った者に対して、葬儀費用の補助として50,000円を支給する。 ※ 支給件数:93件						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—				
		うち補助事業全体の経費		—				
		うち補助対象経費		—				
		補助対象経費の内訳		葬儀費用				
補助額の算出方法		補助率、補助額		一律50,000円				
		補助限度額		50,000円				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	葬儀の実施に対する扶助のため。			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		特になし						
その他参考事項		平成31年4月1日より、葬祭費の支給が50,000円になった。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				—		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。